

# 物品等見積結果表

事業実施課名：住民課

業務名又は  
購入物品：ごみ収集運搬業務

|         |   |
|---------|---|
| 契約業者    | 勝浦交通有限会社  |
| 契約額     | ¥13,650,000-  |
| 契約日     | 令和4年4月1日  |
| 契約期間    | 令和4年4月1日から令和5年3月31日   |
| 法令根拠    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |
| 随意契約の理由 | 廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令第4条には市町村が一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託する場合の基準が定められており、受託業務の実施に関し、相当の経験を有する者であることと定められている。また、災害発生時に土砂災害等で道路交通の遮断が発生した場合に収集運搬ができなくなるため町内業者とする。町内で相当の経験を有しているのは同業務を10年以上実施している同業者しかいないため選定した。 |

# 物品等見積結果表

事業実施課名：住民課

---

業務名又は  
購入物品： 勝浦町不燃物処理業務

---

|         |                               |
|---------|-------------------------------|
| 契約業者    | 公益社団法人勝浦町シルバー人材センター           |
| 契約額     | ¥4,328,150-                   |
| 契約日     | 令和4年4月1日                      |
| 契約期間    | 令和4年4月1日から令和5年3月31日           |
| 法令根拠    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号         |
| 随意契約の理由 | 高齢化社会での地域の人材活用を促進するため、昨年に引き続き |
|         | 公益社団法人勝浦町シルバー人材センターを選定した。     |
|         |                               |
|         |                               |
|         |                               |
|         |                               |

# 物品等見積結果表

事業実施課名：住民課

---

業務名又は  
購入物品： ガラスびん運搬処理業務

---

|         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 契約業者    | 徳島資源リサイクルセンター有限公司                |
| 契約額     | ¥1,200,000-                      |
| 契約日     | 令和4年4月1日                         |
| 契約期間    | 令和4年4月1日から令和5年3月31日              |
| 法令根拠    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号            |
| 随意契約の理由 | ガラスびんは容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する  |
|         | 法律で規定されている分別基準適合物であるため、再商品化を図る必要 |
|         | がある。ガラスびんの再商品化が実施できるのは、徳島県内では同業者 |
|         | だけであるため選定した。                     |
|         |                                  |
|         |                                  |

# 物品等見積結果表

事業実施課名：住民課

---

業務名又は  
購入物品：投票用紙読取分類機増設ユニット

---

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 契約業者    | 株式会社トクジム                           |
| 契約額     | ¥1,100,000-                        |
| 契約日     | 令和4年4月12日                          |
| 契約期間    | 令和4年4月13日から令和4年6月30日               |
| 法令根拠    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号              |
| 随意契約の理由 | 前年度に投票用紙読取分類機を株式会社トクジムで購入したため、同    |
|         | 製品の増設ユニットを同社から購入する。継続して選挙データ作成・振分、 |
|         | 点検、選挙時立会の対応が可能である。                 |
|         |                                    |
|         |                                    |
|         |                                    |

# 物品等見積結果表

事業実施課名：住民課

業務名又は  
購入物品： 期日前選挙システム更新対応作業

|         |   |
|---------|---|
| 契約業者    | 扶桑電通株式会社 徳島営業所  |
| 契約額     | ¥3,960,000-   |
| 契約日     | 令和4年4月12日   |
| 契約期間    | 令和4年4月13日から令和4年7月31日  |
| 法令根拠    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号   |
| 随意契約の理由 | 住民基本台帳システムから期日前選挙システムに選挙人名簿データを<br>取り込み、期日前選挙事務を運用する際に、同一の者にすることにより<br>連携をスムーズに行うことができる。また、期日前選挙システムと機器購入<br>を同一の者以外にすると、責任区分が不明確になり、また故障発生時の<br>原因究明・故障の修理などの対処が困難になる。以上のことから、住民<br>基本台帳システム関係の委託業者である上記業者と随意契約する。 |
|         |   |

# 物品等見積結果表

事業実施課名：住民課

---

業務名又は  
購入物品：住民基本台帳ネットワークシステムサポート(システム保守)

---

|         |                                    |
|---------|------------------------------------|
| 契約業者    | 扶桑電通株式会社 徳島営業所                     |
| 契約額     | ¥1,309,550-                        |
| 契約日     | 令和4年4月1日                           |
| 契約期間    | 令和4年4月1日から令和5年3月31日                |
| 法令根拠    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号              |
| 随意契約の理由 | 業務に支障なく円滑に住基事務を継続するためには、導入時からの     |
|         | 契約先が望ましい。また、これまでのサポート対応等の実績等により、上記 |
|         | 業者と随意契約を締結する。                      |
|         |                                    |
|         |                                    |
|         |                                    |

# 物品等見積結果表

事業実施課名：住民課

---

業務名又は  
購入物品： 戸籍システムソフトウェア使用権許諾

---

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 契約業者    | 富士フイルムシステムサービス株式会社                |
| 契約額     | ¥1,980,000-                       |
| 契約日     | 令和4年4月1日                          |
| 契約期間    | 令和4年4月1日から令和5年3月31日               |
| 法令根拠    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号             |
| 随意契約の理由 | 本ソフトウェアの著作権について保有しているものであり、同事業者から |
|         | でなければ、使用権の許諾を受けることはできないため、随意契約する  |
|         | ものである。                            |
|         |                                   |
|         |                                   |
|         |                                   |

# 物品等見積結果表

事業実施課名：住民課

---

業務名又は  
購入物品： 戸籍総合システム・ブックレス保守サービス業務

---

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 契約業者    | 富士フィルムシステムサービス株式会社                |
| 契約額     | ¥1,980,000-                       |
| 契約日     | 令和4年4月1日                          |
| 契約期間    | 令和4年4月1日から令和5年3月31日               |
| 法令根拠    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号             |
| 随意契約の理由 | システムの著作権を保有及び使用許諾権を有する業者は他にないこと   |
|         | から、同事業者からでなければ、保守業務を受けることはできないため、 |
|         | 随意契約するものである。                      |
|         |                                   |
|         |                                   |
|         |                                   |



# 物品等見積結果表

事業実施課名：住民課

---

業務名又は  
購入物品： 令和4年度 住民税非課税世帯への給付金対応に伴うシステム改修

---

|         |                                   |
|---------|-----------------------------------|
| 契約業者    | 扶桑電通株式会社 徳島営業所                    |
| 契約額     | ¥1,485,000-                       |
| 契約日     | 令和4年8月12日                         |
| 契約期間    | 令和4年8月12日から令和5年3月31日              |
| 法令根拠    | 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号             |
| 随意契約の理由 | 住民基本台帳システムの保守点検業者であり、システムを他の業者より  |
|         | 精通している。また、事業の趣旨・目的を踏まえ早急に対応が必要のため |
|         | 上記業者と随意契約を締結する。                   |
|         |                                   |
|         |                                   |
|         |                                   |